

公契約約款特約条項（業務委託契約）

（労働関係法令の遵守）

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号イに掲げる労働者等と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

（労働報酬の支払）

第2条 乙及び条例第2条第3号に規定する受注関係者（以下「受注関係者」という。）は、条例第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第4条、第6条及び第7条において同じ。）に対し、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

（乙の継続雇用）

第3条 乙は、継続性のある業務に関する公契約に係る当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するように努めるものとする。

（乙の連帯責任）

第4条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回るときは、その差額に相当する賃金等について、乙が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（区長への報告）

第5条 乙は、中野区公契約条例施行規則（令和4年中野区規則第35号）第10条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

（労働者等に対する周知）

第6条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 第4条の規定の内容

- (4) 条例第 10 条の規定の内容
- (5) 条例第 10 条に規定する申出をする場合の連絡先
- (6) 第 7 条の規定の内容

(不利益取扱いの禁止)

第 7 条 乙及び受注関係者は、労働者等から条例第 10 条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第 8 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第 10 条の規定による申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 乙及び受注関係者は、前項及び条例第 11 条第 1 項の規定による報告の求め及び立入検査に応じなければならない。

(是正措置)

第 9 条 区長は、前条第 1 項及び条例第 11 条第 1 項の報告又は立入検査の結果、乙又は受注関係者が条例の規定又はこの特約の定め違反していると認めるときは、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 乙は、前項及び条例別表 9 の項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、その結果について報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第 10 条 甲は、乙又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項及び条例第 11 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第 1 項及び条例別表 9 の項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 前条第 2 項及び条例別表 10 の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じて、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、第 10 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 甲が第10条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。この場合において、物品共通標準約款第22条第2項から第4項の規定を準用する。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 乙は、受注関係者と締結する契約において、乙が遵守すべき当該特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することを定めなければならない。